

無人航空機の飛行に係る許可書

株式会社OK模型
代表取締役社長 高松 利充 殿

平成28年5月13日付けをもって申請のあった無人航空機を飛行の禁止空域で飛行させることについては、航空法第132条ただし書の規定により、下記の無人航空機を飛行させる者が下記のとおり飛行させることについて、申請書のとおり許可する。

記

許可事項： 航空法第132条第1号

許可の期間： 平成28年5月28日から平成28年5月29日まで

無人航空機： 自作機

無人航空機を飛行させる： 別紙のとおり

飛行の経路： 兵庫県淡路市周辺

条件：

1. 申請書に記載のあった飛行の方法、条件等及び申請書に添付された飛行マニュアルを遵守して飛行させること。
2. 航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全に影響を及ぼすような重要な事情の変化があった場合は、許可を取り消し、又は新たに条件を付すことがある。
3. 飛行実績の報告を求められた場合は、速やかに報告すること。

平成28年5月19日

大阪空港事務所長 松永 博英

